

「目下の要求に應じ難し」と言ふのであります。殊に御承知の通り労働組合は政府すらも認めんとし居ります。即ち我々が労働組合長各本支店等に二度止り國際労働組合に議に這つた事上徹つては明かであると思ひます。其の労働組合を否認し要求書は看板にナシと出さず得ず私共がストライキを遂行する事になつたのであります。

併し乍ら私共は絶えて陰謀的動議を起す事は絶対に致しませんが、假令く此所民請書に我々の意のある處を察せられし御後段下さる事と御注意するは苦んであります。

一九二六年三月一日

日本労働總同盟関東合同労働組合 高田支部  
吉田安帽工場労働者 謹啓 團

(別記二)

通 知 書

拝啓去ル二月二十三日附ヲ以テ今日二十四日ヨリ全二十六日迄臨時休業し翌二十七日ヨリ始業ト付御出勤相成度旨御通知申上置候ニテ不拘御出勤無之罷業ヲ繼續相成候ニ就テハ明ニ契約違反ト就存候依テ本日ヲ以テ解僱任リ候条此致及御通知候也

大正十五年二月二十七日

東東前下北豊島郡高田町高田ハニ六  
吉田安帽工場 工場主  
受信人 吉井 敬幸 前  
何 某 殿

勞秘第四二五號

大正十五年三月三日

警視總監 太田 以 弘

内務大臣 若槻 禮次郎 殿  
社會局長 官長 岡隆一郎 殿  
東京地方裁判所 檢事 正 殿  
京都 大阪 神奈川 兵庫  
愛知 福岡 千葉 長野 秋田  
各 府 縣 知 事 殿

吉安製帽工場労働争議ニ関スル件